

# JIS

## プレキャスト無筋コンクリート製品

JIS A 5371 : 2016

(JPCC/JSA)

平成 28 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宇 治 公 隆	首都大学東京
(委員)	綾 野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会 (岡山大学)
	木 幡 行 宏	室蘭工業大学
	近 藤 秀 貴	一般社団法人セメント協会
	清 水 和 久	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会 (旭コンクリート工業株式会社)
	須 田 久美子	鹿島建設株式会社
	棚 野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	塚 本 良 道	公益社団法人地盤工学会 (東京理科大学)
	津 川 優 司	一般社団法人日本建設業連合会 (飛鳥建設株式会社)
	早 川 光 敬	一般社団法人日本建築学会 (東京工芸大学)
	原 田 修 輔	全国生コンクリート工業組合連合会
	久 田 真	東北大学
	真 野 孝 次	一般財団法人建材試験センター
	渡 辺 博 志	国立研究開発法人土木研究所

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：平成 28.4.20

官 報 公 示：平成 28.4.20

原 案 作 成 者：特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-34-2 ムサシビル TEL 03-5298-2011)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 宇治 公隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
5 品質	2
5.1 外観	2
5.2 性能	2
6 形状、寸法及び寸法の許容差	2
7 材料及び製造方法	3
8 試験方法	3
8.1 外観試験	3
8.2 性能試験	3
9 検査	3
9.1 検査区分及び検査項目	3
9.2 検査方法	4
9.3 検査の判定	4
10 製品の呼び方	4
11 表示	4
12 報告	4
附属書 A (規定) 暗きょ類	5
推奨仕様 A-1 無筋コンクリート管	8
附属書 B (規定) 舗装・境界ブロック類	12
推奨仕様 B-1 平板	20
推奨仕様 B-2 境界ブロック	25
推奨仕様 B-2-1 (参考) 曲線部ブロック及び横断部ブロック	30
推奨仕様 B-3 インターロッキングブロック	32
附属書 C (規定) 路面排水溝類	38
推奨仕様 C-1 L形側溝	41
推奨仕様 C-1-1 (参考) 曲線部に用いる L形	45
附属書 D (規定) ブロック式擁壁類	46
推奨仕様 D-1 積みブロック	51
推奨仕様 D-2 大形積みブロック	54
附属書 E (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	57
解 説	79

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会（JPCC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS A 5371:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 28 年 10 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5371:2010** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# プレキャスト無筋コンクリート製品

## Precast unreinforced concrete products

### 1 適用範囲

この規格は、無筋コンクリート製のプレキャストコンクリート製品（以下、URC 製品という。）について規定する。ただし、日本工業規格が別途定められている建築用コンクリート製品、及び視覚障害者誘導用コンクリート製品には、この規格は適用しない。

この規格は、鉄筋コンクリート構造とすることを意図しない施工上の安全確保などを目的として、鋼材などを用いている URC 製品についても適用する。

なお、技術的に重要な改正に関する新旧対照表を**附属書 E**に記載する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 0203** コンクリート用語
- JIS A 1107** コンクリートからのコアの採取方法及び圧縮強度試験方法
- JIS A 1108** コンクリートの圧縮強度試験方法
- JIS A 5361** プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則
- JIS A 5362** プレキャストコンクリート製品－要求性能とその照査方法
- JIS A 5363** プレキャストコンクリート製品－性能試験方法通則
- JIS A 5364** プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則
- JIS A 5365** プレキャストコンクリート製品－検査方法通則

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS A 0203**によるほか、次による。

#### 3.1

##### I 類

製品の性能が満足されることが、実績によって確認された仕様に基づいて製造される URC 製品で、附属書に推奨仕様が示されているもの。

#### 3.2

##### II 類

受渡当事者間の協議によって、性能及び仕様を定めて製造される URC 製品。